
シンクタンクからみた研究開発評価の進展と課題：経済産業省の研究開発評価を軸として

2009年1月27日

 株式
会社 三菱総合研究所
産業戦略グループ
主席研究員 北田貴義

目 次

1. 研究開発に関連する法令・指針などの変遷	3
2. 政策評価法と大綱的指針による評価の関係	5
3. 主な研究開発関係省における研究開発評価指針	7
4. 経済産業省の評価体制の変遷	8
5. 経済産業省関連の評価変遷の中でのシンクタンクの役割	11
6. わが国の研究開発評価に関する重要な課題	12

1. 研究開発評価に関連する法令・指針等の変遷(1)－19年3月 内閣府 資料より

- | | |
|----------|--|
| 平成8年7月 | 第1期科学技術基本計画(閣議決定) |
| 平成9年8月 | 国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針(内閣総理大臣決定) |
| 平成11年7月 | 独立行政法人通則法 |
| 平成13年3月 | 第2期科学技術基本計画(閣議決定) |
| 平成13年6月 | 行政機関が行う政策の評価に関する法律(政策評価法) |
| 平成13年11月 | 国の研究開発評価に関する大綱的指針(内閣総理大臣決定) |

1. 研究開発評価に関連する法令・指針等の変遷(2)

平成13年12月 政策評価に関する基本方針(閣議決定)

(平成15年7月 国立大学法人法)

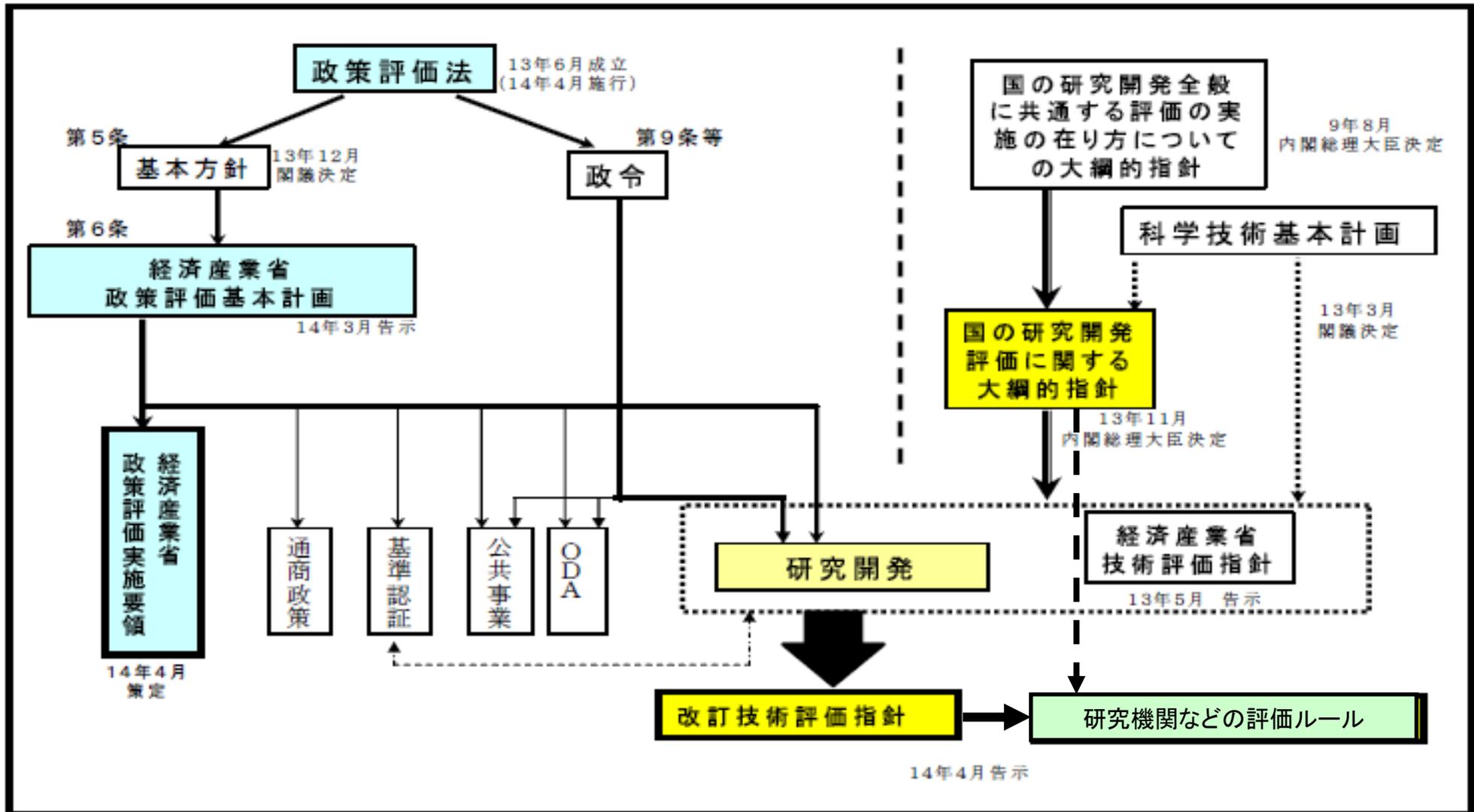
平成17年3月 国の研究開発評価に関する大綱的指針のフォローアップ
(総合科学技術会議)

平成17年3月 国の研究開発評価に関する大綱的指針(改定) (内閣総理大臣決定)

平成17年12月 政策評価に関する基本方針(改定)(閣議決定)

平成18年3月 第3期科学技術基本計画

2. 政策評価法と大綱的指針による評価の関係：—平成16年6月 経済産業省 資料より



2. 政策評価法と大綱的指針による評価の関係－平成19年3月内閣府資料より

評価対象	大綱的指針	政策評価法	独法評価
研究開発施策	○	○	—
研究開発課題	○	○ (10億円以上のものは事前評価を義務付け)*	—
研究開発機関等	○	—	○
研究者等の業績	○	—	—

(*) 研究開発課題のうち、独立行政法人、特殊法人が研究開発主体の場合は政策評価の対象外

3. 主な研究開発関係省における研究開発評価指針－平成19年3月内閣府資料より

総務省	総務省情報通信研究評価実施指針(平成18年4月改定)
文部科学省	文部科学省における研究及び開発に関する評価指針(平成17年9月改定)
厚生労働省	厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針(平成17年8月改定)
農林水産省	農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針(平成18年3月改定)
経済産業省	経済産業省技術評価指針(平成17年4月改定)
国土交通省	国土交通省研究開発評価指針(平成14年6月制定)
環境省	環境省研究開発評価指針(平成18年10月改定)
防衛省	防衛庁研究開発評価指針(平成18年3月改定)

4. 経済産業省の評価体制の変遷－平成16年6月 経済産業省資料より

産業技術審議会 評価部会の設置

産業技術審議会 産業技術審議会に新たに評価部会を設置（平成9年6月1日）し、科学技術に係る評価の在り方についての調査審議等を実施

工業技術院 技術評価課の設置

- ・工業技術院総務部に技術評価課を設置（平成9年7月1日）
- ・評価制度／システムについて、省内全般の運営管理を担当
- ・産業科学技術研究開発制度／ニューサンシャイン計画／重要地域技術研究開発制度等について、プロジェクト推進部署と異なる立場で、外部専門家等による評価を実施

通商産業省「技術評価指針」 の策定（平成9年8月15日 通商産業省告示）

通商産業省全体としての評価の方針等を、通商産業省「技術評価指針」という形で定め、省内全体で統一的な理念に基づく評価システムを導入。これに基づき各原局において評価を開始

通商産業省「技術評価指針」 の改訂（平成12年5月11日 通商産業省告示）

通商産業省「技術評価指針」を改訂。
従来の評価システムに加え、評価を研究開発施策・事業の立案、予算要求プロセスの中に明確に位置付け、評価結果を研究開発リソースの重点的・効率的配分に反映させる仕組みを導入

通商産業省「技術評価指針」
の改訂（平成12年12月18日

通商産業省告示）

経済産業省設置に伴う改訂

省庁再編等による機構改変
（平成13年1月6日）

省庁再編等による機構改変に伴い、産業技術審議会が産業構造審議会へ統合された。

産業構造審議会/産業技術分科会/評価小委員会評価ワーキンググループ

事務局 経済産業省/産業技術環境局/技術評価調査課

経済産業省「技術評価指針」
の改訂（平成13年5月28日）

競争的資金による研究課題へのピアレビューシステムの導入、プログラムに対する評価の導入、機関評価の本格的導入等を実施

経済産業省「技術評価指針」
の改訂（平成14年4月1日）

政策評価法及び大綱的指針を踏まえ、施策評価に関する規定を追加する等政策評価との整合を図る全般的な見直しを行う。

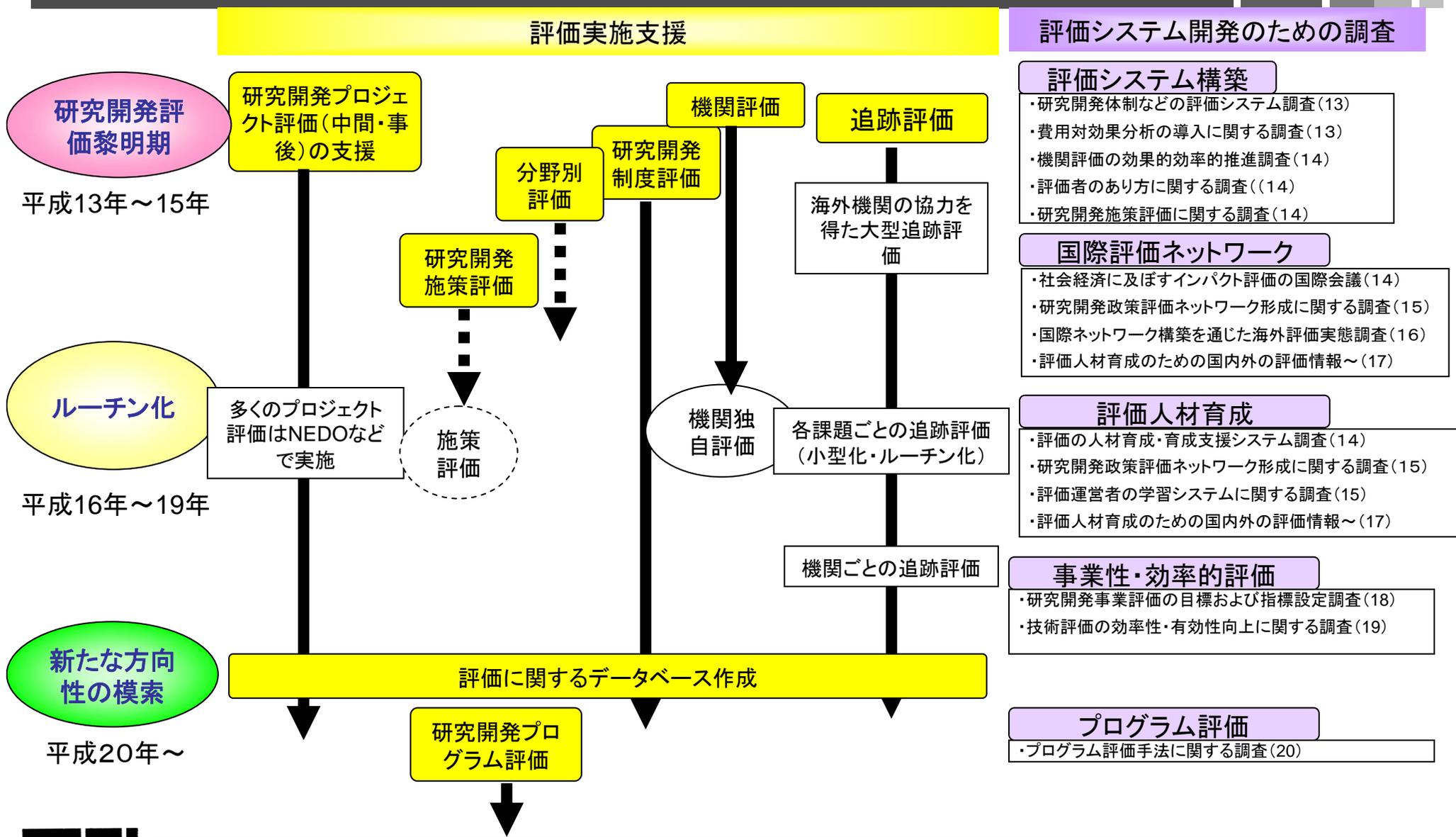
経済産業省「技術評価指針」
の改訂（平成17年4月1日）

経済的・社会的ニーズの反映ができる評価、効率的・効果的な研究開発の実施

プログラム評価の模索
（平成20年度）

研究開発プロジェクトのプログラム化の検討とプログラム評価の試行

5. 経済産業省関連の評価変遷の中でのシンクタンクの役割？



6. わが国の研究開発評価に関する重要な課題

1. 研究開発評価体系全体の政策との関連性

- ・何のための評価か(政策目的実現の評価の必要性)
- ・事業評価、制度評価、追跡評価や研究機関別の評価の全体位置づけ
- ・プログラム評価の意味合い

2. 研究開発マネジメントと連動した評価実施

- ・研究開発システムにおける評価の位置づけ(事前評価の重視、モニタリング、事後評価は何のために)
- ・マネージャーの重要性

3. 評価人材の課題

- ・プログラム管理者
- ・評価事務局
- ・ピアレビューアー
- ・評価専門家
- ・シンクタンク

6. わが国の研究開発評価に関する重要な課題:人材育成

必要な人材	課題	対応策
プログラム、プロジェクト管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・評価に関する認識不足 ・インセンティブが不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者の異動後、短期間研修 ・関連機関での管理者養成、人事交流で本省でのプログラム、プロジェクト管理者へ ・関連機関での管理者研修の拡充 ・プログラム、プロジェクト管理者の役割の明確化 ・インセンティブの検討(キャリアパス)
評価事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の蓄積が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者の異動時に短期研修を実施 ・独法・民間機関との人事交流
ピアレビューア	<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足 ・研究開発評価への認識薄い 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な推薦・応募の受付 ・ピアレビュー研修の実施(E-ラーニングなど) ・人材データベース構築(データベースの省庁間交換) ・ピアレビュー手引きの作成
評価専門家人材	<ul style="list-style-type: none"> ・評価に関する研究機関が少ない ・研究者の交流機会が少ない ・評価ネットワーク不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価研究の援助の実施 ・研究者交流のネットワーク構築(評価者カフェ) ・ワークショップ等を通じた最新情報収集 ・学会と省庁との連携
シンクタンク	<ul style="list-style-type: none"> ・外部シンクタンクの育成、経験不足 ・情報交換機会の不足 ・若手研究者の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部シンクタンクの役割の明確化(米国型、欧州型) ・フォーラム等を通じた情報交換機会の創出(研究発表)